第2節 憲法と防衛政策の基本

憲法と自衛権

わが国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてきた。恒久の平和は、日本国民の念願である。この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いている。もとより、わが国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。政府は、このようにわが国の自衛権が否定

されない以上、その行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められると解している。

このような考えに立ち、わが国は、憲法のもと、専守 防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織とし ての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図って きている。

2 憲法第9条の趣旨についての政府見解

1 保持できる自衛力

わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならないと考えられている。その具体的な限度は、その時々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わりうる相対的な面があり、毎年度の予算などの審議を通じて国民の代表者である国会において判断される。憲法第9条第2項で保持が禁止されている戦力にあたるか否かは、わが国が保持する全体の実力についての問題であって、自衛隊の個々の兵器の保有の可否は、それを保有することで、わが国の保持する実力の全体がこの限度を超えることとなるか否かにより決められる。

しかし、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国 土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻 撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最 小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合に も許されない。例えば、大陸間弾道ミサイル(ICBM)、 Intercontinental Ballistic Missile 長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考 えている。

2 憲法9条のもとで許容される 自衛の措置

2014年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備につい

て」において、次の3つの要件(「武力の行使」の三要件) を満たす場合には、自衛の措置として、武力の行使が憲 法上許容されるべきであると判断するに至った。

- ① わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ② これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守る ために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力を行使すること

■ 参照 資料4 (国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について)

3 自衛権を行使できる地理的範囲

わが国が自衛権の行使としてわが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使できる地理的範囲は、必ずしも わが国の領土・領海・領空に限られないが、それが具体 的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるので、 一概には言えない。

しかし、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土・領海・領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないと考えられている。